

釧路市まちづくり基本構想 たたき台 (平成29年2月時点)

1 はじめに

(1) 策定の目的

これまで、釧路市では、限られた資源を社会情勢の変化に即応して柔軟かつ重点的に投資する「都市経営」の視点に基づき、「財政健全化推進プラン」「市役所改革プラン」「政策プラン」の3つからなる「釧路市都市経営戦略プラン」を策定し様々な取り組みを行ってまいりました。これらの取り組みによって財政健全化が着実に進みまちづくりの基盤が築かれつつあります。

さらに、将来に希望の持てるまちの姿を見据え、特に「わかもの」「女性」が未来に希望を持ち、安心して住み続けられるまちづくりを行うために「釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところです。

今、生産都市として築かれてきた高い技術力や人材、先人から受け継いだ文化、豊かな自然環境など釧路らしい強みを活かしていくことを決意し、さらなる発展のために、地域が一体となって目指すべきまちの姿を共有しながら主体的にまちづくりを進めていくことを理念として制定された釧路市まちづくり基本条例のもとで、「都市経営」の視点による新たなまちづくりの指針として「釧路市まちづくり基本構想」を策定します。

(2) 釧路市まちづくり基本構想の位置付け

これまで市町村においては、地方自治法の規定により「基本構想」の策定が義務付けられていましたが、平成23年の同法の改正に伴い、この義務付けが廃止され、「基本構想」の策定については、各市町村の判断に委ねられることとなりました。本市は、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるために、中長期の視点を持った計画の策定は不可欠であると考え、釧路市まちづくり基本条例第23条の規定に基づき、釧路市まちづくり基本構想を策定いたします。

① 地域と共有するまちづくりの指針

地域がさらなる発展を目指すためには、市民・団体・企業・行政などの様々な主体が、まちづくりの方向性を共有することが重要です。

市民委員会の開催やアンケート調査の実施により市民と協働して策定した釧路市まちづくり基本構想を、地域がもつ知恵や力を結集させ、地域の発展へとつなげるための指針として位置付けます。

② 市が進めるまちづくりの指針

目指すべきまちづくりを着実に進めていくために、経済、福祉、都市整備、環境、教育などの分野別における個別計画や施策の基本となる指針として位置付けます。

(3) 期間・推進方法

釧路市まちづくり基本構想では、計画期間を平成30年度から平成39年度までの10年間とします。また、目指すべきまちづくりの実現に向けて、中期実施計画（期間は毎年度ローリング方式による3年間）を策定し、具体的に推進・管理をしていきます。

2 釧路市の概況

(1) 地勢

(2) これまでの主な取り組み

3 釧路市の現状と課題

4 目指すべきまちづくり

本市の現状と課題、社会動向、そして市民委員会をはじめとした市民の意見を受け、今後10年間の目指すべきまちづくりについて次のとおり定めます。

(1) 目指すべきまちづくり

このまちの市民の誰もが地域で健康で安全に安心して、生まれ、育ち、生きがいをもって暮らし続けることができるよう、~~ともられるように、~~活気ある地域経済の下で働ける環境が整った、~~安全安心なあたたかいまちを目指します。特に、~~次世代を担う若者が地域の未来に希望を描き、その希望を地域一体で支えながら実現できる、~~ひとにやさしくあたたかいまちづくりを進め~~目指します。

そのためには、生産都市である本市が、これまで培ってきた強みを十分に発揮し、たくましい産業の基盤を築き、地域の経済を伸ばして、まちの活力を高めていくことが大切です。

また、釧路湿原や阿寒湖をはじめとした豊かな自然環境、~~多様な文化、~~そして、ひがし北海道の拠点として発展してきた釧路の魅力は、~~市民の~~自信と誇りや愛着をもつてへと結びつくものです。市民一人ひとり~~が~~が主役となるまちづくりを行うこと~~や~~で、地域の担い手を育成し、~~つながりを強めることによって、~~まちの魅力や価値をさらに高め、~~未来に希望を描ける~~これからの担い手を育て、~~まちを~~釧路の魅力や価値をさらに高めて次世代に継承していき~~を~~とを目指します。

地域の限られた資源を社会情勢の変化に即応して柔軟かつ重点的に投資する「都市経営」の視点に基づき~~いた、~~これらのまちづくりを進め、ひがし北海道の拠点として、さらなる飛躍を目指します。

(2) 都市空間利用の基本方向

本市の持続可能な発展のためには、活力あふれるまちを支える経済の発展と、安心して暮らせるまちを支える地域の形成が必要です。ここでは、その基礎となる都市空間の利用について、地域の自然、社会、経済、文化における諸条件に十分配慮したうえで、総合的な視点から定め、基本方向を示します。

① 都市的地域

都市的地域については、人口減少や少子高齢化といった社会情勢の変化へ対応するとともに、環境負荷の低減にも配慮し、都市機能の適正配置やまちなか居住の推進によるコンパクトなまちづくりを進めます。

また、釧路湿原の保護、保全を基本としながら、秩序ある市街地を形成するため、都市的土地利用の北限を水際線より6km程度とし、住居系、商業系、工業系のそれぞれの土地利用方針に沿った適正かつ合理的な土地利用の実現を目指します。

② 都市的地域に準じる地域

都市的地域に準じる地域については、行政、商業、医療、福祉などの機能が集積しており、日常的な生活や地域活動を支える拠点となっています。その機能を活かしながら、将来にわたり安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進めます。

③ 農業地域

本市では、草地型酪農を主体に乳肉用牛飼育や野菜生産が行われています。農業地域については、農用地の生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備を計画的に進めます。また、自然環境や国土の保全、良好な景観の形成などの多面的な機能の維持、増進を図るため、優良な農用地の保全に努めます。

④ 森林地域

本市の森林面積は10万haを超え、全国でも有数の広大な森林を併せ持つ「森林都市」です。森林地域については、木材生産等の経済的機能のほか、水源かん養、山地災害防止、地球温暖化防止、市民の保健の向上、良好な景観の提供などの公益的機能を高度に発揮するため、森林の整備、保全に努めます。

⑤ 自然地域

本市が擁する「釧路湿原」、「阿寒」の2つの国立公園をはじめとする自然環境は、市民の潤いある生活に欠かせない財産であり、貴重な観光資源です。自然地域については、その価

値を高め後世への財産として維持していくために、自然環境の保全と適正な利用に努めます。

5 まちづくり基本方針

「目指すべきまちづくり」を実現するためには、行政のみならず、地域一体となった取り組みが重要です。そのために、釧路市まちづくり基本条例の掲げる情報共有、市民参加、そして協働の原則のもとで、次のまちづくり基本方針を示します。

(1) まちづくり基本方針1 未来を担う子どもを育てるまちづくり

地域の未来を担う子どもの健やかな育ちと子育てを地域社会全体で支えていくことが、一層求められており、多様化する子育てニーズに配慮した総合的な支援体制や自らの能力・可能性を最大限に発揮できる環境を充実させることが重要となっています。

このため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の施策や子どもたちの健全な成長を支え、生きる力を育み、安全で快適な教育環境をつくる取り組みを、家庭を中心に、保育園・幼稚園、学校、地域、企業、行政など、社会を構成する様々な主体が密接に連携しながら進めます。また、乳幼児期から、健康づくりやスポーツ・レクリエーションに親しむことで健やかな体を育み、芸術・文化に親しむことで豊かな心を育て、生涯にわたって活躍できる環境をつくります。

さらに、幼児から学生までがそれぞれの段階に合わせて、地場産品を活用した食育や子育て中の親を通じた家庭での教育、職場体験を通じて、地域の魅力や産業への知識を深めることで、郷土愛や職業観を育むとともに、まちづくりへの参加意識を醸成する取り組みを地域一体で進めていきます。

(2) まちづくり基本方針2 すべてのひとが活躍できるまちづくり

少子高齢化、人口減少社会の到来により、地域経済の縮小などが懸念されるなかで、地域の活力を保つための取り組みがこれまで以上に重要です。そのため、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての市民が個々の能力を発揮し社会を支えていくことが求められています。

その土台として、市民と課題や情報を共有するための取り組みや、地域社会の一員として企業が取り組む地域貢献活動への理解を醸成しながら、そこで働く人たちの地域活動への参加を促進するとともに、豊富な知識・経験を有する元気な高齢者もいきがいをもって活躍できる環境を整えます。これらの取り組みによって、市民自らが地域活動、社会活動に参画するための場づくりを進めます。

また、交流人口の拡大を目指すため、陸海空の交通ネットワークのさらなる充実を図り、観光や長期滞在の推進などにより多様な人びとをひきつける取り組みを進めます。

さらに、管内・ひがし北海道の市町村がもつ様々な機能に応じて、広域的な連携と役割の分担が必要であり、連携の強化によって本市を含めた地域全体の活性化につなげます。

(3) まちづくり基本方針3 地域の経済と産業が雇用を支えるまちづくり

市民の暮らしや安定的な雇用を支え、まちの活力を高めるためには、地域の経済や産業の活性化に向けた取り組みが重要です。このため、本市が有する豊かな自然資源、夏場の冷涼な気候や農業、林業、水産業の第1次産業と石炭鉱業、紙・パルプ製造業などの第2次産業を基盤に生産都市として発展してきた釧路がもつ技術力など地域のあらゆる資源の価値を高めていきます。

さらに、同業種・異業種間や、企業、大学、金融機関、行政、そして市民などの地域内の連携を強めることで、これまで取り組んできた「域内循環」と観光振興による交流人口の拡大などの「外から稼ぐ力」の強化を一層推進するとともに、新産業の創出、新たな価値を生む技術革新や創業を促進し、持続的な発展を目指していきます。

また、地域を支える中小企業や小規模事業者に寄り添いながら経営課題を解決し、経営基盤の安定、強化を図ることで裾野の広い産業基盤の構築を進めます。

一方で、産業基盤の強化を雇用の創出へとつなげていくことが求められており、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、釧路で仕事に就く希望がかなえられるよう、企業や就労支援機関などの関係機関が情報を共有し、発信する取り組みなどの連携の強化を促進します。さらに、ライフスタイルの多様化に合わせたワーク・ライフ・バランスを実現し、多くの市民がいきいきと働き続けられる社会を目指します。

(4) まちづくり基本方針4 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり

少子高齢化や核家族化が進んだことなどにより、住民同士のつながりが薄れるなか、町内会による地域の支え合いや助け合いなど、一人ひとりが社会の中で相互につながっていることを意識できる環境づくりが求められています。

すべての市民が住み慣れた地域において健康で安全に安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉サービスの充実や防犯、交通安全対策の推進を図ります。

また、本市は、地震や津波、大雨、大雪、火山噴火などの様々な自然災害が想定されている地域です。災害時に自力で避難することが難しい市民への配慮など、市民の生命や財産を守るための地域防災力のさらなる向上を図り、安全安心なまちづくりを目指します。

(5) まちづくり基本方針5 自然と都市とが調和した持続可能なまちづくり

本市は、釧路湿原、阿寒の2つの国立公園を擁し、雄大な湿原や湖沼、山々には多様な野生生物が生息するかけがえのない自然環境に恵まれたまちです。将来の世代に引き継いでいくため、保全の推進と適正な利用とのバランスを保っていきます。

それら自然環境への負荷の低減を図りながら、地域の魅力と個性を活かしていくためには都市基盤のさらなる充実が必要です。

また、人口減少のもとでも生活に必要な都市機能を維持していくためには、コンパクトなまちづくりを進めることが重要です。効率的・効果的な公共交通の構築を図るほか、市の公共施設についても、市全体での最適な管理と有効な活用を図ります。加えて、社会資本の老朽化対策などの計画的な整備を進めることで、持続可能なまちづくりを目指します。

6 (仮称) 都市経営戦略

7 分野別施策

8 資料編

(1) まちづくり基本構想策定の経過

(2) 用語解説